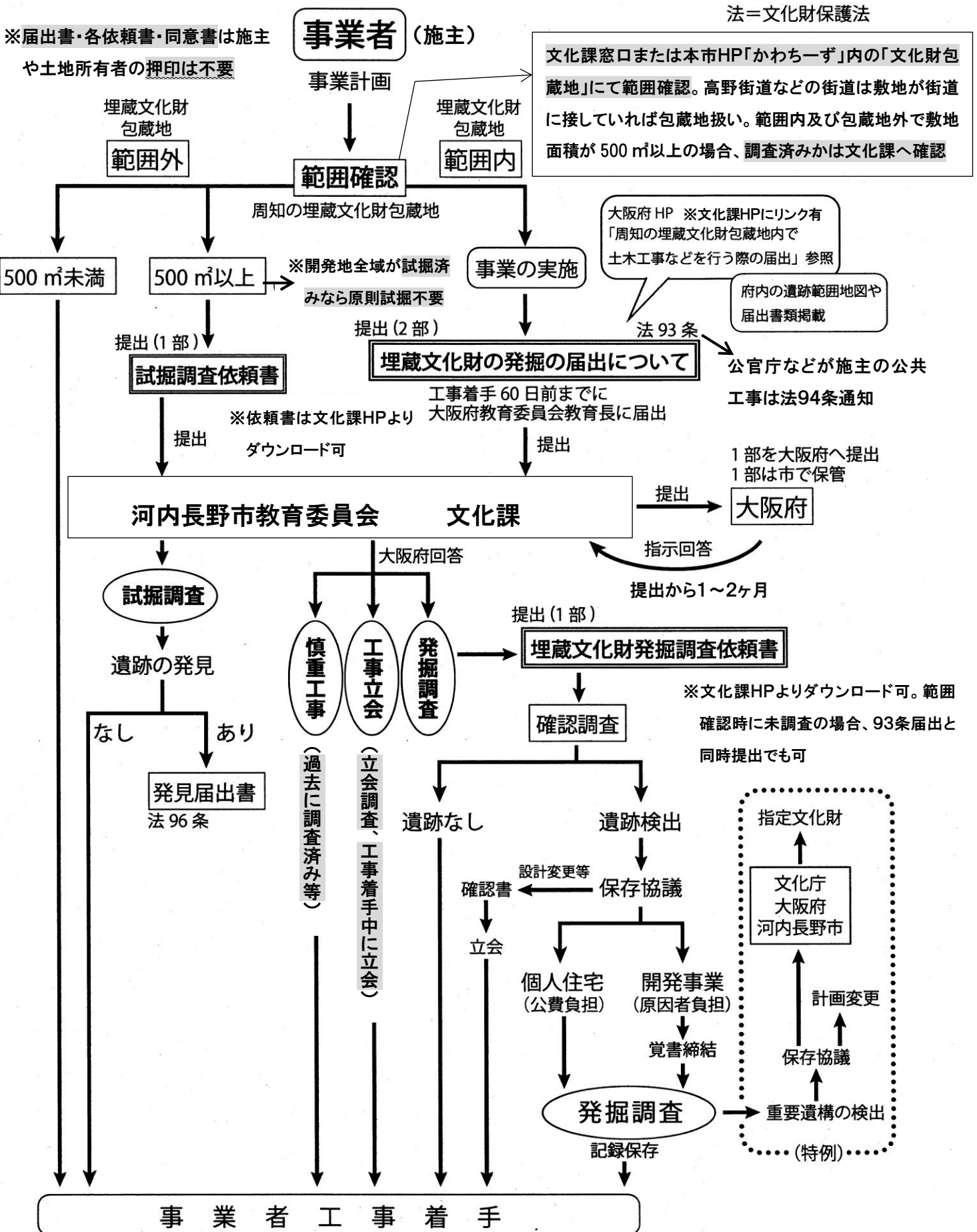


埋蔵文化財届出・調査手続きフローチャート(届出書の記入方法などは別紙「土木工事などによる埋蔵文化

財の取扱について」(文化課窓口及びHPにて配布)をご参照または文化課へお問合せください)



※包蔵地内で過去に調査済みの場所で再度工事(建て替え、宅地造成後の各個人住宅建設など)をおこなう場合もその都度、届出書の提出が必要です。必ず事前にご確認願います ※施主と土地所有者が異なる場合は、土地所有者用「発掘調査同意書」(1部、文化課HPよりダウンロード可。発掘・試掘依頼書に添付)も提出が必要 ※公費負担調査の場合、発掘・試掘調査依頼書が申請書代わりとなります